

東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例

東大和市奨学資金貸付条例（昭和47年条例第8号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の東大和市奨学資金貸付条例の規定により修学上必要な学資金の貸付けを受けた者で、この条例の施行の際現に当該学資金の償還が完了していないものに係る当該償還については、なお従前の例による。